

○地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく総務大臣の確認に関する手続（令和七年総務省告示第百三十号）

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）において使用する用語の例による。

（確認申請書の提出）

第二条 認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について、地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準（令和七年総務省告示第百二十八号。以下「基準」という。）に適合することについて総務大臣の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一に様式第二、様式第三並びに別表第一及び別表第二に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）並びにその写し各一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（確認書の交付）

第三条 総務大臣は、前条の規定による確認申請書の提出があつた場合において、当該確認申請書が基準に適合すると認めるときは、当該確認申請書の正本にその旨を記載し、これを確認書として申請者に交付するものとする。

（変更確認）

第四条 前条の確認書の交付を受けた者は、同条の確認書及び申請添付書類に記載された事項を変更するときは、様式第四及び当該変更に係る申請添付書類を添えて、総務大臣の確認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の確認に係る確認書の交付に準用する。

（確認の取消し）

第五条 総務大臣は、第三条（前条第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すものとする。

一 第二条に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二 前条第一項に基づく申請を怠ったとき又は同項に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

2 総務大臣は、前項の規定により確認を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該確認が取り消される者に交付するものとする。

3 第一項の規定により確認の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る確認書の交付を受けた者は、当該確認書を直ちに総務大臣に返還しなければならない。